

## 企画競争実施の公示

平成 29 年 6 月 9 日

近畿地方整備局 国営飛鳥歴史公園事務所長  
松本 浩

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

### 1. 業務概要

- (1) 業務名 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園情報発信手法調査作成業務
- (2) 業務内容 本業務は、国営飛鳥歴史公園と平城宮跡歴史公園のホームページの利用頻度を高める為の調査・分析を行い、それをふまえて二つの公園が持つ魅力的な地域資源を効果的に伝えと共、更なる利用促進に向けた、サイトの戦略的な企画・設計・作成等を行う。
- (3) 履行期限 平成 30 年 3 月 30 日

### 2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 28・29・30 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の B 等級又は C 等級に格付けされた近畿地域の競争参加資格を有すること。
- (3) 企画提案書等の受領期限の日から見積の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (4) 技術者等に関する要件  
配置予定技術者は、下記(6)に示される同種又は類似業務において、平成 19 年度以降（再委託による業務の実績は認めない。）に完了した業務、1 件以上有すること。
- (5) 業務執行体制に関する要件  
本業務は業務実施体制表を提出するものとする。
- (6) 業務実績に関する要件  
下記に示される同種又は類似業務において、平成 19 年度以降（再委託による業務の実績は認めない。）に完了した業務、1 件以上有すること。
- ・同種業務：国や都道府県が設置する歴史公園、歴史博物館等の歴史展示施設のホームページの企画・設計・作成を行った業務
  - ・類似業務：歴史公園、歴史博物館等の歴史展示施設ホームページの企画・設計・作成を行った業務

- (7) 国営飛鳥歴史公園事務所長から企画競争実施にかかる説明書の交付を受けた者であること。
- (8) 会社更生法に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）でないこと。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実施的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものではないこと。

### 3. 手続等

#### (1) 担当部局

〒 634 - 0144 奈良県高市郡明日香村大字平田 538  
近畿地方整備局国営飛鳥歴史公園事務所 総務課 総務係  
電話 0744 - 54 - 2662 FAX 0744 - 54 - 2772

#### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：平成 29 年 6 月 9 日から平成 29 年 7 月 6 日までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始休暇を除く毎日、9 時 00 分から 16 時 30 分まで

場所：3. (1)に同じ。

方法：書面により交付を行う。なお、郵送（着払）による交付を希望する場合は 3. (1)に問い合わせること。

#### (3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

期限：平成 29 年 7 月 6 日 16 時 30 分

場所：3. (1)に同じ。

方法：持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）に限る。

#### (4) 企画提案に関するヒアリングの有無 有

### 4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、当該提出者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提出者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) その他の詳細は説明書による。